

「令和4年度 京都府未利用地活用再生可能エネルギー導入促進事業補助金」

ご検討前に、ご確認いただきたい事項。

○建築確認申請等について

本事業の補助対象設備である「ソーラーカーポート」は、「ソーラー」の下に「自動車」を停めることから、4号建築物に該当しません。従って、土木事務所、市町村窓口での建築確認申請が必要になります。

本補助金を活用して「ソーラーカーポート」導入をご検討の事業様におかれましては、事前に、以下の点をご確認いただくことを推奨いたします。

・都市計画区域か都市計画区域外か

建築に係る諸要件が変わりますので、ご不明の場合は、お近くの土木事務所または、市町村の建築指導担当部局までご確認ください。

・事業所に新たに「ソーラーカーポート」を設置する際の建蔽率の確認

お取引のある建築士、工事会社、販売会社等にご相談ください。

・消防法について

既存建築物に併設する場合などで「延焼ライン」等の確認がある場合もありますので、所轄の各消防署、広域消防本部にご確認ください。

・京都市内の事業所様

景観条例等をご確認ください

・京都府内の事業者様（京都市内を除く）

各市町村で定める関連条例・規則等をご確認ください。

○補助対象設備について

エネルギー価格の高騰や、原材料不足等により、本補助金の補助対象設備に、納期遅れや欠品が生じる場合が想定されます。

ご申請を検討される事業様におかれましては、事前に以下の導入検討設備等の在庫状況や納期等をお取引される設置事業者・工事事業者・メーカー等に事前にご確認いただきますことを推奨いたします。

【ソーラーカーポート】

- ・カーポート
- ・カーポート用太陽光モジュール架台もしくは金具
- ・太陽光モジュール
- ・パワーコンディショナー

【蓄電池】

- ・蓄電池（蓄電システム）
- ・急速充電器
- ・充電器
- ・充放電設備（V2H）
- ・車載型蓄電池（EV）

○「発電電力の全量自家消費」について

本補助金で導入される「ソーラーカーポート」で発電された電力は、全量自家消費していただくことが条件となります。

本補助金のご利用を検討される際に、現在、事業所で使用されている電気使用量をご確認いただき、「ソーラーカーポート」で発電される電気量が全量自家消費できるシステムを導入してください。

土日は含めなくても大丈夫です。営業日において、ほぼ全量を利用している計画をお示しいただきます。